

## 西粟倉村地域活性化起業人 募集要項

岡山県英田郡西粟倉村は県北東部に位置する人口約 1,330 人の小さな村です。豊かな森林に囲まれ、「百年の森林構想」を 2008 年に掲げて、持続可能な林業や地域資源を活かした地域づくりを進めています。ローカルベンチャー推進事業、並びにバイオマス施策など幅広い地方創生施策を推進。近年は、村民一人一人の well-being を実現するため「生きるを楽しむ」西粟倉村を掲げ、自然と共生しながら自立した地域づくりを目指しています。

### 1 募集概要

岡山県英田郡西粟倉村（以下、「本村」という。）では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度（企業派遣型）」を活用し、以下の自治体業務の向上、地方創生業務に取り組むことにより、地域住民への行政サービスの向上を更に推進するため、この取組にご協力いただける企業（以下、「協力企業」という。）を募集します。

協力企業は本村と「行政実務研修派遣協定書」を締結し、その協定書に基づき社員を派遣し、派遣される社員（以下、「派遣社員」という。）は、そのノウハウや知見を活かし、以下の自治体業務、地方創生業務に従事していただきます。

### 2 業務内容及び募集人員

#### (1) 土木・建設コンサルタント（建設課配属） 1名

本村では現在、土木、建築、公共施設の営繕などに関わる技術系職員が不在のため、設計や工事監督において請負者への的確な指導が難しい状況です。このままでは、地域の安全・安心なインフラ整備に支障をきたす可能性もあります。これまで村が進めてきた「百年の森林構想」他、その持続可能な取り組みを推進、支援するインフラ支援等、産業施策の分野からも待ったなしの状況が続いています。

##### ①土木分野

- ・土木工事の設計、積算、検査などの支援
- ・工事における、段階確認検査などの助言、指導

##### ②上下水道分野

- ・上下水道施設の維持管理、施設の更新や新設工事にかかる助言、指導

##### ③建築分野

- ・空き家、新規住宅の建設にかかる設計、検査等の助言、指導
- ・建築基準法に係る届出、耐震化やアスベスト診断の助言、指導

#### (2) 都市計画コンサルタント等（建設課配属） 1名

本村の根源的な地域課題解決に関し、総合調整を導いていただける方の力が必要です。人口減少や高齢化に伴い、空き家の増加が見られる一方で、移住者向けの新規住宅の建設は追

い付いていない状態が続いています。本村には都市計画などもないため、今後は公共財産を活用した施策が十二分にできている状態を目指す業務が必要となります。

#### ①住宅流通に関する施策全般

- ・住宅、空家等の流通に関する相談業務（相談、売買、賃貸の専門知識）
- ・住宅の活用促進、適正管理、発生予防に係る意識啓発などの総合的な対策業務
- ・新規移住者向けの住宅建設にかかる企画、実施設計、検査等

#### ②都市計画策定等にかかる施策全般

- ・都市計画マスタープランの企画、作成
- ・上記計画にかかる普及啓発活動
- ・その他、公有財産に関する管理、運用

#### （３） 情報システム・社内 SE（総務企画課配属） 1 名

西粟倉村では 2022 年に「西粟倉村情報化推進計画」を策定し、「西粟倉村の豊かな自然と村で生きる人びとの豊かな暮らしがいつまでも続くための情報化」を基本理念に、①情報利用の促進、②well-being の実現、③情報インフラの整備、の施策を推進しています。

現在、若手中心に生成 AI の業務利用を促進する勉強会なども実施しています。職員の中でデジタル、AI についての関心が高まりつつある中、今後のより効果的なデジタルの活用とその基盤整備に力を貸していただける方を募集いたします。

- ・DX を用いた地方創生、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の推進に関すること（提案～実装～自走支援）
- ・システム標準化に係る支援（標準化後の機能強化を含む）
- ・脱炭素事業におけるエネルギーマネジメントシステム管理、エネルギーの見える化等
- ・庁内業務の DX 化、デジタル人材育成に関する業務
- ・地域事業者の DX 支援に関する事項
- ・庁内情報ネットワークシステムの三層分離モデルの更新、形態の検討・実装

### 3 勤務条件等

（１） 派遣社員は、協力企業の社員の身分を有したまま、本村へ派遣されます。

（２） 派遣社員の勤務時間、休憩時間及び休日等は、本村の条例、規則その他の規定に従います。

- ・勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（休憩 1 時間を含む。）
- ・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌月 1 月 3 日までの日

ただし、業務内容に応じ上記の時間を柔軟に変更する場合がございます。

（３） 派遣期間は、本村と協力企業が合意した派遣開始日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。なお、本村と協力企業の合意により、6 ヶ月以上 3 年間を限度として延長

することができます。

- (4) 派遣社員は毎月、本村が条例等で定める所定労働日の半分以上は本村の区域内で活動をしていただきます。
- (5) その他、給与などに関する経費については、本村と協力企業の上協議し決定します。

#### 4 派遣要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

##### (1) 協力企業に関する要件

以下の要件のいずれかを満たす企業であること

- ア 三大都市圏内(国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)に所在する企業等であること。
- イ ア以外に定める以外の都市であり、政令市、中核市、県庁所在地に所在する企業等であること。ただし、岡山県内の企業は除く。

##### (2) 派遣社員に関する要件

- ア 前号に定める企業等に勤務する者であること
- イ 協力企業に勤務し、入社後3ヶ月以上の勤務歴があること
- ウ 派遣の際に、現に本村の区域内に勤務する者ではないこと
- エ 同時期に他の自治体でも地域活性化起業人制度を活用している者ではないこと
- オ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者であること
- カ 普通自動運転免許を有している方
- キ 以下のスキル並びに人柄を持つ方
  - ・中山間地域並びに小規模自治体における地方創生施策に強く関心があり、中山間地域で暮らすことに抵抗がなく楽しめる方
  - ・自治体の特徴や業務性質を理解した上で課題解決に取り組める方

#### 5 費用負担

派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、協力企業の定める支給基準に従い、協力企業が派遣社員に直接支給します。

また、派遣社員の派遣、従事に要する経費として、本村が協力企業に対し、年額(年度ごと)590万円を限度に負担します。

#### 6 募集期間

募集開始時から募集人数に達するまで

#### 7 応募方法

応募をされる前に、認識のすり合わせを含め一度協力企業担当者の方と面談をさせていただきます。その際は以下の情報を含んだメールを10記載の担当までご提出ください。

- ・協力企業に関する情報
- ・派遣を検討されている目的等

## 8 応募後の流れ

- (1) 協力企業担当者並びに本村管理職等による面談（web）
- (2) 派遣予定者に関する情報を以下の書式をもとに提出（任意書式あり）
  - ・起業人推薦書（協力企業作成）
  - ・派遣予定社員に関する確認事項
- (3) 協力企業担当者等、派遣予定職員並びに本村管理職等による面談（現地）
- (4) 協定書の締結
- (5) 派遣開始

## 9 留意事項

- (1) 派遣社員の要件などの詳細は、総務省の定めるところによります。
- (2) 応募に関する一切の費用は、協力企業の負担とします。
- (3) 提出された資料等の書類は返却致しません。
- (4) 応募や審査の結果については原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の意義申し立てはできないものとします。

## 10 申込先並びに問い合わせ先

電子メール [n-saiyo@vill.nishiwakura.lg.jp](mailto:n-saiyo@vill.nishiwakura.lg.jp) 西粟倉村役場 総務企画課宛

TEL 0868-79-2111